

桑折町町制施行70周年記念ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町制施行70周年を記念して制作されたロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、町制施行70周年を祝い、未来へ向かう桑折町のイメージを町内外に浸透させるために使用する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとする。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又は利用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又は誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人・団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠とするなど、独占的に使用し、またはそのおそれがあるとき。
- (6) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する人が使用するとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると桑折町長（以下「町長」という。）が認めるとき。

(使用の届出)

第5条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請を承認したときは、町長は、ロゴマーク使用許可通知書（様式第2号）を申請者に交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号にあたる場合は、使用手続きを省略することができる。
 - (1) 桑折町がその業務の目的において使用する場合
 - (2) 桑折町が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
 - (3) ロゴマークの使用が著作権法に定める著作権の制限に該当する場合
 - (4) その他申し出ることを必要としないと町長が認めた場合
- 4 使用を許可する期間は、令和7年12月31日までとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて町長が別に定める桑折町町制施行70周年記念ロゴマーク使用の手引きを遵守するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 前条の規程に基づき使用許可を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可された用途のみに使用し、管理者が指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 第5条の許可を受けた者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転嫁しないこと。
 - (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (4) 期間を遵守すること。
 - (5) 使用開始に先立ち完成物を提出すること。ただし、提出が困難であると認められるものについては、その写真等の外観がわかるものをもって代えることができる。

（使用の取消）

第7条 ロゴマークの使用許可を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この規程に違反したときは、町長は、その許可を取り消すことができる。この場合において、当該使用許可を受けた者に損害が生じて、町長は、その責めを負わない。

（賠償責任等）

第8条 ロゴマークの使用許可を受けた者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。町長は、前項の規定に違反する者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(委任)

第9条 これらの規程は使用規程とし、ロゴマーク制作者は、この著作権を売買、放棄するものではない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年12月31日をもって効力を失う。